

募集型企画旅行条件書（国内）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2 募集型企画旅行

(1)この旅行は、株式会社オール（神奈川県横浜市港南区野庭町104-4第2大寿マジソン10D 観光庁長官登録旅行業第2143号（第3種）以下「当社」といいます。）が、お客様の募集のために予め、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容、並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット等、本旅行条件書、ご出発前に交付する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）等によります。当社約款は当社ホームページ（<https://all-travel.jp>）からご覧になれます。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従つて運送・宿泊期間の他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3 旅行のお申込み

(1)お申込みは、当社所定の旅行申込書に所定の事項をご記入の上、下記の申込金を添えお申込みいただきます。

(2)当社は電話、ファクシミリ、インターネット、Eメールその他の通信手段による旅行契約の予約を承ります。この場合、旅行契約は、予約の時点では成立しておらず、当社が旅行契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日起算して3日以内に、申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合、当社は予約はなかったものとして取り扱わせて貰ふ場合になります。

(3)申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部又は全部として取り扱います。また第7項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額戻します。

旅行代金の額	お申し込み時の申込金の額
15万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで
10万円以上 15万円未満	30,000円以上旅行代金まで
5万円以上 10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
5万円未満	10,000円以上旅行代金まで

※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

(4)お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちに出来ない場合は、当社はお客様の承諾を得てお客様のキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合でも当社は申込金を「お預り金」として申受けます。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ち登録の解除のお申出があった場合、又は結果として予約が出来なかった場合は、当社は当該お預り金を全額戻します。

4 団体・グループ契約

(1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めて申込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。

(2)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は当該契約責任者の間で行います。

(3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出して頂きます。

(4)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後ににおいて、予め契約責任者が選出した構成者を契約責任者とみなします。

5 申込条件

(1)お申込み時点で未成年の方は、法定代理人（親権者等）の同意が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。旅行の安全かつ円滑な実施のために、コースによりご参加をお断りさせていただく、同伴者の同行等を条件とさせていただい場合もあります。また、ご参加の場合に、コースの一部内容を変更させていただい場合があります。

(2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合には、ご参加をお断りする場合があります。

(3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障がいをお持ちの方等で、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込み時に申出ください。当社は可能な限り合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地情報や関係機関の状況等により、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者は又は同伴者の同行等を条件とさせていたい場合があります。

(4)お客様からのお申に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

(5)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診察又は治療を必要とする状態になったら当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るために必要な措置をとらせさせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担になります。

(6)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、当社が手配旅行契約で別途料金をお支払い頂く条件でお受けすることもあります。

(7)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定期日の等の連絡が必要です。

(8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。

(9)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(10)お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(11)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

6 契約書面と最終旅行日程表の交付

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。契約書面はパンフレット等、本旅行条件書等により構成され、インターネット等の通信手段によるお申込みの場合、当社のホームページへの表示をもって交付したものとみなします。

(2)本項(1)の契約書面を補充する画面として、当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以前の場合、旅行開始日までに交付します。また、最終旅行日程表の交付前にあてもお問合せいただければ当社は、手配状況についてご説明いたします。

(3)当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

7 お支払対象旅行代金

(1)お支払い対象旅行代金（以下「旅行代金」といいます）とは、パンフレット等による旅行代金として表示した金額に追加代金として表示した金額を加え、割引代金として表示した金額を差引いた金額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

(2)追加代金、割引代金とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものと 같습니다。

(ア)追加代金

a お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金

b ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード追加代金

c グリーン車追加代金等と称する列車、航空機等の使用座席の等級変更による追加代金

d 食事なしプラン、観光なしプラン等を基本とする場合の食事つきプラン、観光つきプラン等への変更のための追加代金

e 追延泊料等と称する延滞のための追加代金

f その他○○プラン、○○追加代金とパンフレット等に記載した追加代金

(イ)割引代金

a トリップ割引代金等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金

b 子供割引代金等年齢その他の条件による割引代金

c その他○○割引代金とパンフレット等に記載した割引代金

7 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目（以下「基準日」といいます）にあたる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

8 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるもの限ります）を含みません）たゞパンフレット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。

(2)バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金

(3)宿泊代金及び税・サービス料金

(4)食事代金及び税・サービス料金

(5)団体行動中の心付け

(6)添乗員が同行するコースの添乗員同行代金

(7)その他パンフレット等で含まれる旨明示したもの

9 旅行代金に含まれないもの

前第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一文は以下に例示します。

(1)自宅から集合・解散場所までに交通費・宿泊費等

(2)超過手荷物料金（各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について）

(3)クリーニング代、電報電話代、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲料等個人の諸経費及びそれに伴う税・サービス料

(4)傷害・疾病に関する医療費等

(5)日本国内の空港税及びこれに類する諸税

(6)お客様のみ参加されるプロモーション（別途料金の小旅行）の料金（「○○料金」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(7)○○料金、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

10 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供の中止、当社の社内の当社の間与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の間与し得ないものである理由及び当該事由の因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することができます。

ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

1 1 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。

(2)当社は、(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3)旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4)第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したことによる変更の場合は除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

(6)お客様は、(2)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、(2)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(7)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。

(8)旅行契約の内容が変更されたときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。

(9)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(10)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(11)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(12)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(13)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(14)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(15)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(16)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(17)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(18)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(19)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(20)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(21)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(22)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(23)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(24)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(25)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(26)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(27)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(28)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(29)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(30)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(31)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(32)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(33)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(34)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(35)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(36)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(37)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(38)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(39)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(40)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(41)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(42)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(43)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(44)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(45)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(46)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(47)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(48)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(49)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(50)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(51)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(52)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(53)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(54)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(55)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(56)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(57)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(58)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(59)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(60)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(61)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(62)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(63)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(64)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(65)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(66)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(67)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(68)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を増額します。

(69)旅行代金に含まれる、旅行実施に要する費用が減少したときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

②の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとする努力すること。

(2)当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散場所までの間、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りでこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。

(3)(1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行せるもの(以下「手配代行者等」といいます。)が行います。

(4)添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます。)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。

(5)添乗員の共同の有無はパンフレット等に明示します。

(6)添乗員の業務は原則として8時から20時までです。

(7)当社は、旅行中のお客様が疾病・傷害等により保護を要する状態にある認められたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置を要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

1.6 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していくべきときは、自由行動時間中除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。)の指示に従ってくださいます。指示に従わざる結果行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であつてもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

1.7 当社の責任

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします(損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があつた場合に限りです)。

(2)手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等のサービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に委託する手配する者(現地会員会社)をいいます。

(3)お客様が、次に示すような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を受けられたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

③官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④自由行動中の事故

⑤食中毒

⑥盗難

⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(4)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申出があった場合に限り、お客様1名につき15万円を限度に(当社又は当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます)賠償いたします。

1.8 特別補償

(1)当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、入院見舞金として入院日数により20万円~20万円、死亡補償金として1,500万円です。また、携帯品に損害を受けたときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一つ又は一対においては、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。

(2)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のサイドイメージ、ハンググライダー・搭乗、超軽量運動機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金をお支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3)日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定日をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又はその離脱したときから後は募集型企画旅行の中とはいたしません。

(4)(1)の傷害・損害については、第17項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。

(5)当社が(1)による補償金支払義務第17項によるとおり損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

1.9 オプショナルツアー又は情報提供

(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を受取して実施する募集型企画旅行(以下「オプショナルツアー」といいます)。のうち、当社が旅行企画・実施するもの第18項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社実施のオプショナルツアーはパンフレット等で明示します。

(2)オプショナルツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。

イ 契約はオプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。

ウ 契約の成立は、オプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。

エ 契約成立後の解除・取消料については、お申込みの際、オプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。

オ 当社以外がオプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプショナルツアーは登録保証の対象ではありません。

(3)当社は、オプショナルツアー参加中のお客様に発生した第21項目で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。

(4)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することができます。この場合、当該可能スポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第18項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

2 0 旅行保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次のア、イ、ウ、エに該当する場合は、変更補償金を支払いません。

ア 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることを明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことでいわゆるオーバーフェイキング等)による場合は除きます。

エ 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変

イ 戦乱

ウ 暴動

エ 官公署の命令

イ 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ウ 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供

エ 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置

イ 第17項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。

ウ 第13項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。

エ パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = お支払い対象旅行代金 ×1件にき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日 又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した観光施設 (レストランを含む)の他旅行の 目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の 等級又は設備のより低い料金の ものへの変更(変更後の等級及 び設備の料金の合計が契約書 面に記載した等級及び設備のそ れを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の 種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅 行開始地たる空港又は旅行終 了地たる空港の異なる便への変 更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の 種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の 客室の種類、設備、景観その他の 客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧上記①~⑦に掲げる変更のうち契 約書面のツアータイトル中に記載 があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいり、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいります。

注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間は確定書面の記載内容と実際に提供される旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞの変更につき1件として取り扱います。

注3:(3)号又は(4)号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものがある場合は、1泊にき1件として取り扱います。

注4:(4)号に掲げる運送機関の種類又は会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:(4)号又は(6)号もしくは(7)号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6:(8)号に掲げる変更については、(1)号から(7)号までの率を適用せず、(8)号によります。

(2)(1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行なうことがあります。

(4)当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第17項の規定に基づく当社の責任が発生するが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返却するべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

2 1 お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は、当社から提供される情報を利用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

2 2 通信契約

(1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)。より、所定の伝票への「会員の署名なしで旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取扱いができない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いただいた契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)

(2)通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主な点は下記内容です。

ア 通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

イ 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承認した時に成立するものです。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承認する旨の通知が会員に到達した時に成立するものです。

ウ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は私営債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

2 3 その他

(1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要する諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。

(2)お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お客様に際してはお客様の責任で購入していただきます。

(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、マイルサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行なっていただきます。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受けける予定であったマイルサービスが受けられなくなったときでも、理由のいかんを問わず、当社は第17項(1)及び(4)の責を負いません。

(5)旅行中に事態などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先に連絡ください。

2 4 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件・旅行代金の基準は、それぞれパンフレット等に明示します。

2 5 個人情報の取り扱い

(1)当社は旅行申込み際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきますが、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等)についてはパンフレット等に記載の旅行代金の基準は、お客様の便益のため必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただいた際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただぐものとします。

(2)これは、当社は、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社の商品等のご案内、旅行参加後のご意見や感想の提供やアンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開拓するためのマーケット分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただぐことがあります。

(3)当社は、旅行中に傷病があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合やお客様のご旅行日程に大幅な変更があった場合、その他の国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページ(<https://all-travel.jp/>)をご確認ください。

